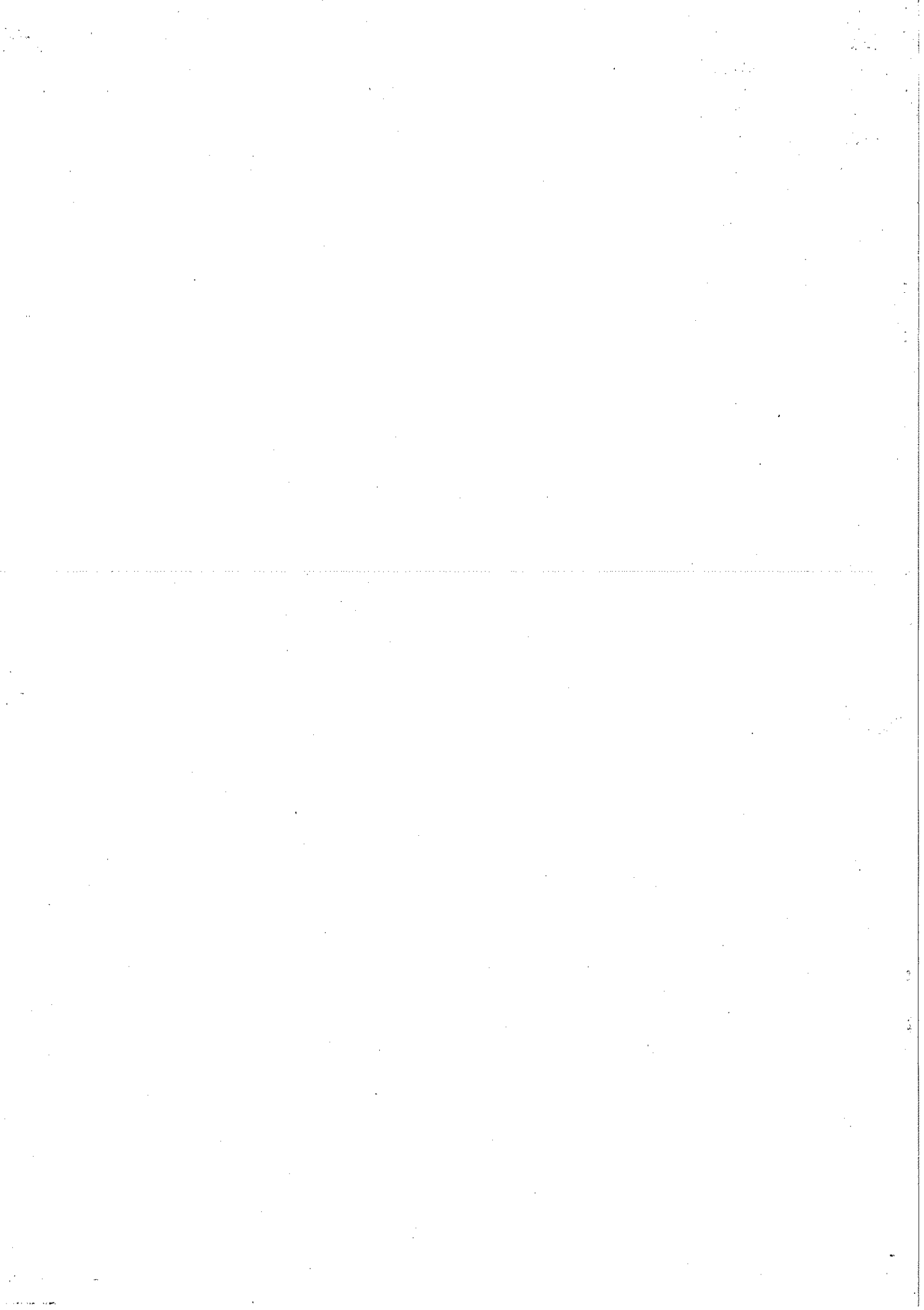


# 第8回 熊本県市町村合併推進審議会

## 会 議 資 料

- 第7回熊本県市町村合併推進審議会開催後の主な動きについて
  - ・ 第7回審議会開催後の主な動きについて . . . . . P 2
  
- 熊本県市町村合併推進構想（第2次）の改訂について
  - ・ 熊本県市町村合併推進構想（第2次）の一部変更について . . . . . P 9
  - ・ 「IV 4 具体的な市町村の組合せ」（変更案） . . . . . P 10
  
- 別冊資料1**
  - ・ 熊本県市町村合併推進構想（第2次）改訂版（案）
  
- 別冊資料2**
  - ・ 「熊本県市町村合併推進構想（第2次）」新旧対照表
  
- 今後の進め方等について
  - ・ 今後の進め方等について . . . . . P 16

平成21年1月20日



第7回熊本県市町村合併推進審議会  
開催後の主な動きについて

# 第7回審議会開催後の主な動きについて

※これ以前の県の取組や各地域の動きについては、別添【補足資料 1P～】「合併新法下における県の取組及び県内各地域の動き」を参照願います。

## 1 県の取組

- 旧合併特例法下で誕生した合併市町村の新たなまちづくりを、引き続き支援するとともに、平成20年10月の合併新法下で初となる熊本市・富合町の合併にあたり、円滑な新市への移行を支援。
  - ・ 県支援プランに基づく合併支援道路等の県事業の優先的・重点的实施や、市町村合併特別交付金の交付等による合併市町村への行財政支援の実施。
  - ・ 熊本市・富合町の合併に伴う県所管事務の円滑な移管。
  - ・ 合併市町村の担当課長等が出席した「合併市町村支援・連絡会議」の開催。
  
- 合併新法が平成22年3月末までの限時法であることを踏まえ、できるだけ早期に合併(法定)協議会が設置されるよう、熊本市及び近隣町や人吉・球磨地域等の小規模町村の行政・議会・住民に対し、合併に関する情報提供及び啓発を実施。
  - ・ 県職員出前講座等による住民団体等への説明会の実施。
  - ・ 人吉・球磨地域における市町村の長及び議長との勉強会の開催。
  - ・ 人吉青年会議所との勉強会やシンポジウムの開催。
  
- 設置された合併(法定)協議会においても職員が委員として参画し、円滑な協議の進行を支援。
  - ・ 任意協議会、法定協議会開催中の合併関係市町における合併に関する課題への助言や、県と各市町担当課による迅速な課題解決のための連絡調整会議の開催。
  
- 政令市制度についての情報提供及び啓発を実施。
  - ・ 県職員出前講座等による住民団体等への説明会の実施。
  - ・ 城南町、益城町、植木町での「政令指定都市セミナー」の開催。
  - ・ 県政ラジオ番組、フリーペーパー等での広報の実施。
  
- 政令市実現に向けた県の支援体制の強化
  - ・ 「市町村合併推進本部」を「政令指定都市・市町村合併推進本部」に改編。
  - ・ 民間団体が設置した「熊本市政令指定都市推進協議会※」の顧問に、知事が就任。

## 2 県内各地域の動き

### 【熊本市及び近隣地域】

- 熊本市と富合町が合併し、新市が誕生。
- 熊本市と益城町、城南町及び植木町の各町との間で合併(法定)協議会が設置され、協議が進行中。
- 熊本市では、政令市制度等への市民の関心を高めるためのPRイベントが開催される一方、民間団体においても政令市実現を支援するための推進組織(前述※)が設立された。

#### 〈熊本市〉(以下、各地域いずれも平成20年)

- ・ 8月28日 熊本商工会議所、熊本経済同友会、熊本青年会議所他20団体からなる「熊本市政令指定都市推進協議会」が設立。県知事が顧問として参加。
- ・ 9月18日 9月定例議会において益城町及び城南町との法定協議会設置議案を提案。それぞれ可決された。
- ・ 10月 1日 「熊本市・益城町合併協議会」を設置。
- ・ 10月 2日 「熊本市・城南町合併協議会」を設置。
- ・ 10月 6日 富合町と合併(編入合併)。
- ・ 10月28日 第1回「熊本市・益城町合併協議会」を開催。
- ・ 10月30日 臨時議会において、植木町の住民発議に基づく植木町との法定協議会設置議案を可決。
- ・ 10月31日 第1回「熊本市・城南町合併協議会」を開催。
- ・ 11月27日 第2回「熊本市・益城町合併協議会」を開催。
- ・ 12月 1日 第2回「熊本市・城南町合併協議会」を開催。
- ・ 12月 4日 「熊本市・植木町合併協議会」を設置。
- ・ 12月25日 第3回「熊本市・益城町合併協議会」を開催。
- ・ 12月26日 第1回「熊本市・植木町合併協議会」を開催。

#### 〈城南町〉

- ・ 1月11日 「熊本市・城南町合併任意協議会」を設置。県から、市町村総室長、地域政策課長、宇城地域振興局長が顧問として参画。7月9日まで6回の協議会を開催し、全ての協議を終了。
- ・ 8月21日 臨時議会を開催し、法定協議会設置議案を提案。賛成5：反対9：棄権1で否決された。
- ・ 9月 1日 合併賛成派住民が、法定協議会設置議案に反対した議員9名の解職を求める代表者証明書の交付申請を町選挙管理委員会に提出(9月25日、議員9名それぞれに有権者の1/3以上の署名を集めて町選挙管理委員会に提出された。)
- ・ 9月 6日 町が熊本市長も参加しての住民説明会を開催。

- ・ 9月11日 合併反対派住民が、町長及び法定協議会設置議案に賛成した議員5名の解職を求める代表者証明書の交付申請を町選挙管理委員会に提出。(10月10日、町長及び議員5名それぞれに、有権者の1/3以上の署名を集めて町選挙管理委員会に提出された。)
- ・ 9月12日 9月定例議会に法定協議会設置前に合併の賛否を問う住民投票条例案を議員提案。賛成10：反対4：棄権1で可決された。
- ・ 9月18日 議員提案で可決された住民投票条例案を町長が再議に付し、賛成10：反対6で否決された。法定協議会設置議案が再提案され、賛成7：反対7：棄権1、議長裁決で可決された。また、町長から法定協終了後に実施する住民投票条例案が提案され、満場一致で可決された。
- ・ 10月 2日 「熊本市・城南町合併協議会」を設置。(これまで2回開催)
- ・ 11月15日 賛成派・反対派双方が議員のリコールを取り下げること合意。同17日、反対派が町長リコールを町選管に本請求した。
- ・ 11月21日 町長が、リコール請求の署名簿を有効とした町選管の裁決の取消を求める訴訟を提訴した。
- ・ 12月17日 熊本地裁が、町長のリコール請求の投票の執行停止を決定。

<植木町>

- ・ 4月 1日 「熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置。県から、市町村総室長、地域政策課長、鹿本地域振興局長が顧問として参画。8月20日まで5回の研究会を開催し、全ての研究を終了。
- ・ 9月25日 町長が9月定例議会に法定協議会設置議案を提案。賛成9：反対9：棄権1、議長裁決により否決された。
- ・ 9月30日 合併推進派住民が合併特例法に基づく合併協議会設置請求、及び議会解散請求に係る代表者証明書の交付申請を町選挙管理委員会に提出。(10月3日、合併協議会設置請求について、有権者の1/50以上の署名を集めて町選挙管理委員会に提出された。)
- ・ 10月27日 住民発議に基づく法定協議会設置議案を町議会臨時議会に提案。賛成9：反対9：棄権1、議長裁決により否決された。
- ・ 10月31日 町長が住民発議に基づく法定協議会設置の是非を問う住民投票の実施を町選挙管理委員会に請求。
- ・ 11月30日 住民投票が実施され、賛成 10,309、反対 6,697で法定協議会の設置が決定。

- ・ 12月 4日 「熊本市・植木町合併協議会」を設置。(これまで1回開催。)

<益城町>

- ・ 4月 2日 「益城町の明日と政令市を考える研究会」が益城町長及び熊本市長に報告書を提出。
- ・ 4月23日 「熊本市・益城町合併任意協議会」を設置。県から、市町村総室長、地域政策課長、上益城地域興局長が顧問として参画。8月12日までに5回の協議会を開催し、全ての協議を終了。
- ・ 9月17日 9月定例議会に法定協議会設置議案を提案。賛成9：反対9、議長裁決により可決された。議員提案の法定協議会設置前に合併の賛否を問う住民投票条例案については、賛成9：反対9、議長裁決により否決された。
- ・ 10月 1日 「熊本市・益城町合併協議会」を設置。(これまで3回開催。)
- ・ 11月14日 町長が、法定協議会終了後に住民投票を実施する意向を表明。
- ・ 12月15日 12月定例議会で、町長提案の法定協議会の協議終了後に合併の是非を問う住民投票条例案が賛成10：反対8で可決。

【その他の地域】

- 一部の地域で、合併に関する勉強会等が実施されてはいるが、合併の相手方を特定した具体的な協議につながるまでには至っていない。

<西原村>

- ・ 9月 7日 任期満了に伴う村長選で、合併推進を掲げる新村長が当選。
- ・ 11月29日 住民有志が「熊本市との合併を考える勉強会」を開催。
- ・ 12月11日 村長が、村議会12月定例会の一般質問で合併について21年度の住民説明会実施の意向を表明。

<人吉・球磨地域>

- ・ 7月18日 人吉青年会議所が、各種団体の会員等を対象に、「球磨地域のあり方を考える勉強会」を開催。県から合併の必要性等について説明。
- ・ 9月 6日 人吉青年会議所が、人吉・球磨地域の住民を対象に「球磨地域のあり方考えるシンポジウム」を開催。
- ・ 11月13日 人吉青年会議所が定例会で合併問題についての勉強会を開催。



熊本県市町村合併推進構想(第2次)  
の改訂について



# 熊本縣市町村合併推進構想（第2次）の一部変更について

## 1 基本的な考え方

現行の「熊本縣市町村合併推進構想（第2次）」の一部変更を行い、変更を行った構想を「熊本縣市町村合併推進構想（第2次）改訂版」とする。

## 2 一部変更を行う理由

熊本市と益城町、城南町及び植木町の各町との間で、それぞれ市町村の合併の特例等に関する法律(以下「合併新法」という。)第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併(法定)協議会が設置された。

合併新法の下で合併協議を行う市町村や合併市町村への支援策をとりまとめた国及び県の新市町村合併支援プランでは、県の市町村合併推進構想に位置づけられた市町村(以下、「構想対象市町村」という。)がその対象となる。

これを踏まえ、これら合併協議会を設置した各市町について、支援の対象とするために、構想対象市町村として、その組合せを明記する。

## 3 一部変更の内容

(1)「Ⅳ 構想対象市町村の組合せ」の「4 具体的な市町村の組合せ」に、以下の組合せを追加する。

- ・熊本市及び益城町
- ・熊本市及び城南町
- ・熊本市及び植木町

※国及び県の合併支援プランは、本構想において示された組合せにより合併を行う市町村が対象となることから、各協議会ごとに、個別の組合せを示すもの。

(2) その他、必要な文言の変更、図・表のデータ等の時点修正を行う。

## 4 今後の予定

- (1) 熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部開催：1月
- (2) パブリック・コメント手続の実施：2月
- (3) 構想改訂版の策定・公表：3月

(変更案)

#### 4 具体的な市町村の組合せ

##### (1) 熊本市及び富合町

熊本市及び富合町は、平成18年5月に設置した合併に関する諸問題を協議する任意の協議会での4度にわたる協議を経て、平成19年1月に、市町村の合併の特例等に関する法律第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併協議会\*（法定協議会）を設置し、現在、合併協議を進めている。また、両市町は、日常生活圏域に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。

このため、熊本市及び富合町を本構想における構想対象市町村として位置づける。

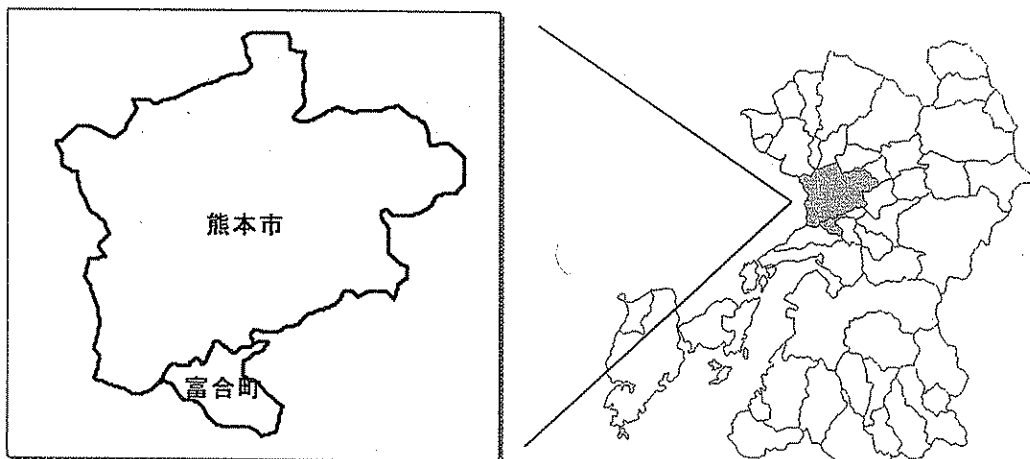
※合併協議会：合併関係市町村間の合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成を行う為に法律に基づき設置される協議会。

[参考：人口等の動向]

	H17国勢調査人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	日常生活圏の一体性	
			通勤通学依存度	買物依存度
熊本市	669,603	267.08	富合町から熊本市へ 38.4% (H12国勢調査)	富合町から熊本市へ 43.7% (H15県消費動向調査)
富合町	7,962	19.59		
合計	677,565	286.67		

※面積は、国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による。

[参考：組合せ地図]



平成19年6月の第2次構想策定時に示した本組合せについては、同20年10月6日に両市町が合併済み。

(2) 熊本市(合併した旧富合町域を含む)及び益城町

熊本市及び益城町は、平成20年4月に設置した合併及び政令市に関する諸問題を協議する任意の協議会での5度にわたる協議を経て、同年10月に、市町村の合併の特例等に関する法律第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併協議会(法定協議会)を設置し、現在、政令市を目指した合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や広域市町村圏、都市計画といった政策・計画等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。さらに、現行の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体である政令市に移行することは、地方分権の大きな流れに沿うものであり、九州における拠点性の向上につながり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるものである。

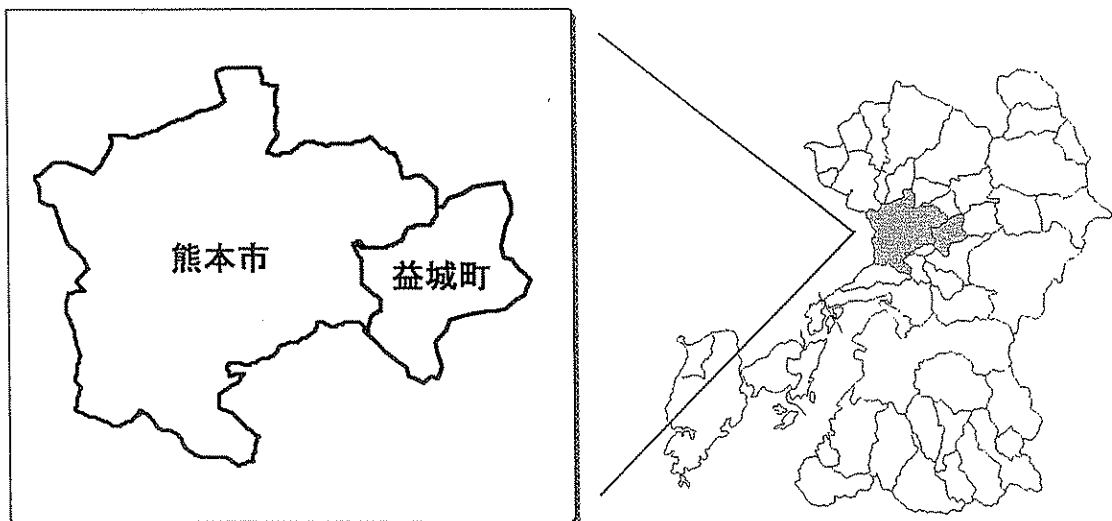
このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

[参考：人口等の動向]

	H17国勢調査人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	日常生活圏の一体性	
			通勤通学依存度	買物依存度
熊本市	677,565	286.82	益城町から熊本市へ 44.5% (H17国勢調査)	益城町から熊本市へ 74.5% (H15県消費動向調査)
益城町	32,782	65.67		
合計	710,347	352.49		

※面積は、国土交通省国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、熊本市には旧富合町分を合算している。

[参考：組合せ地図]



### (3) 熊本市(合併した旧富合町域を含む)及び城南町

熊本市及び城南町は、平成20年1月に設置した合併に関する諸問題を協議する任意の協議会での6度にわたる協議を経て、同年10月に、市町村の合併の特例等に関する法律第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併協議会(法定協議会)を設置し、現在、合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や幹線道路、公共交通機関といった交通網等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。

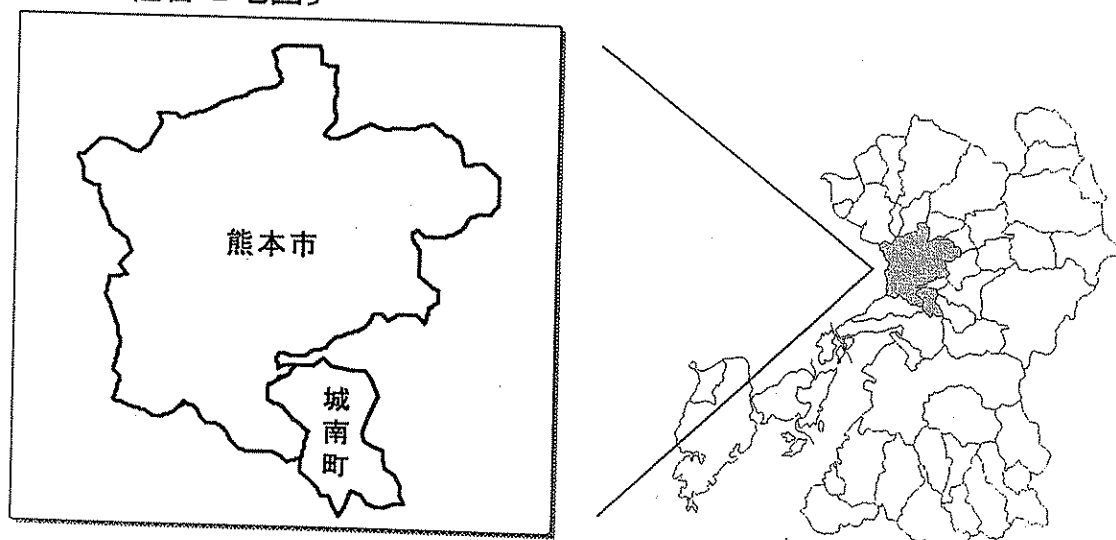
このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

[参考：人口等の動向]

	H17国勢調査人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	日常生活圏の一体性	
			通勤通学依存度	買物依存度
熊本市	677,565	286.82	城南町から熊本市へ 34.9% (H17国勢調査)	城南町から熊本市へ 42.4% (H15県消費動向調査)
城南町	19,641	36.88		
合計	697,206	323.70		

※面積は、国土交通省国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、熊本市には旧富合町分を合算している。

[参考：組合せ地図]



(4) 熊本市（合併した旧富合町域を含む）及び植木町

熊本市及び植木町は、平成20年4月に設置した合併及び政令市に関する諸問題を協議する合併問題調査研究会での5度にわたる協議の後、市町村の合併の特例等に関する法律第4条に基づく住民発議の一連の手続きを経て、同年12月に、同法第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併協議会（法定協議会）を設置し、現在、政令市を目指した合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や幹線道路、鉄道といった交通網等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。さらに、現行の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体である政令市に移行することは、地方分権の大きな流れに沿うものであり、九州における拠点性の向上につながり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるものである。

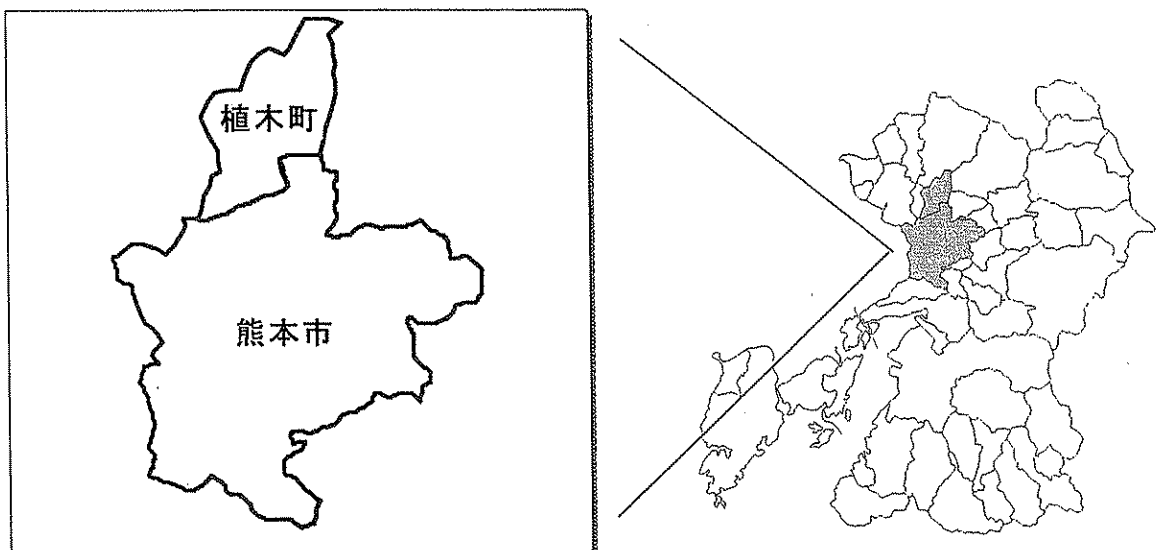
このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

[参考：人口等の動向]

	H17国勢調査人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	日常生活圏の一体性	
			通勤通学依存度	買物依存度
熊本市	677,565	286.82	植木町から熊本市へ 22.3% (H17国勢調査)	植木町から熊本市へ 32.3% (H15県消費動向調査)
植木町	30,772	65.81		
合計	708,337	352.63		

※面積は、国土交通省国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、熊本市には旧富合町分を合算している。

[参考：組合せ地図]



## 5 熊本市と近隣3町の合併後の将来像について

- 熊本市と近隣の益城町、城南町及び植木町の3町の間では、個別に合併協議が行われている状況にあり、それぞれの協議の中では、地域の特性やこれまで育まれてきた伝統・文化を尊重しながら、合併後の新市における地域の将来像が検討されている。

### 〈検討されている地域の将来像〉

熊本市と益城町：空港、インターチェンジなどを生かし、人・物の交流が盛んな九州中央の交流拠点を目指すまちづくり

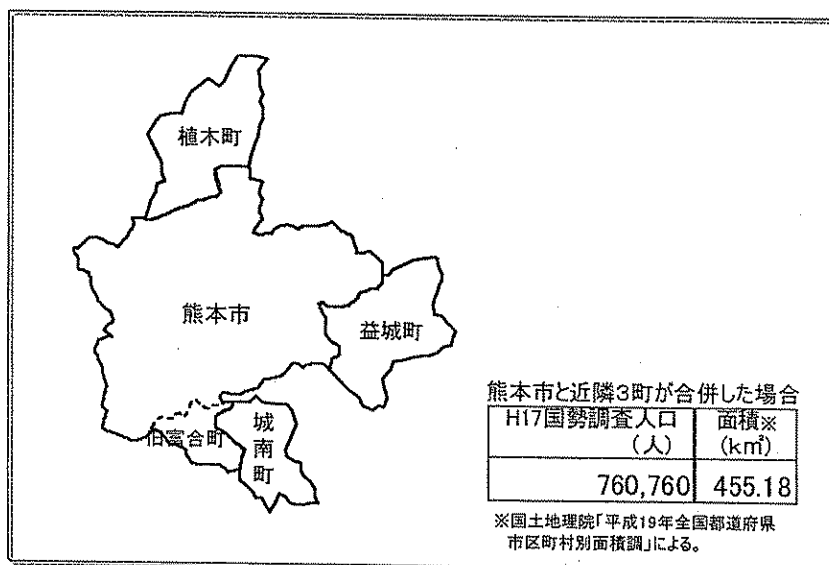
熊本市と城南町：自然や歴史、農地を生かし、新市南部の玄関口として自然環境に配慮した田園都市を目指すまちづくり

熊本市と植木町：新市の北の玄関口として、整備が進む交通網や農産物・観光資源を活用した魅力あふれるまちづくり

- それぞれの合併が実現した場合には、同一の自治体を形成することになることから、熊本市と合併して間もない旧富合町域も含め、新市としての一体感の醸成並びに均衡ある発展に努めつつ、各地域の個性ある伝統・文化や産業、観光などの様々な資源を生かした魅力ある都市づくりを進めることが望まれる。

- また、熊本市と近隣3町の合併により、政令市に移行することで、県から多くの権限や財源が移譲され、これまで以上に、地域の個性や特色を生かした「まちづくり」「ひとづくり」が可能になり、住民サービスが向上するなど、当該地域の発展につながることを期待される。

さらに、政令市の実現により、新市の都市機能が強化され、対外的な存在感が高まることで、民間投資を促すなど、九州における拠点性の向上につながることから、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待される。



今後の進め方等について

# 今後の進め方等について

## 1. 考え方

- 合併新法が平成22年3月末までの限時法であることを踏まえると、熊本市と近隣の3町の間で設置された各合併協議会において、政令指定都市実現に向けた新法期限内の合併及びその後の新市の政令指定都市への移行に向けて着実に議論が進められることが重要である。
- 県では、速やかにこれらの各市町を構想対象市町村として追加する第2次構想の改訂版を策定し、国及び県の各種合併支援策の対象とする。  
また、引き続き、各市町の合併協議を積極的に支援するとともに、各市町及び地域住民に対して市町村合併や政令指定都市についての情報提供や啓発に努める。
- その他の地域については、具体的な合併の動きが見られず、新法期限内の合併成就の可能性は低いですが、引き続き、将来の行政体制の整備に向けて、各市町村の長や地域住民に対して、市町村合併の必要性を訴えていく。

## 2. 今後の予定

### (1) 合併協議に対する支援

#### 〔主な事業〕

- ・各合併協議会への参画による助言
- ・合併協議の諸課題に関する県と各関係市町との連絡調整会議等の開催
- ・合併市町の新市基本計画策定への助言

### (2) 合併・政令市実現に向けての機運醸成

熊本市及び近隣3町においては、特に21年度前半を中心に、地域毎の説明会の開催等により、合併・政令市実現に向けた機運醸成の取り組みを行う。

また、その他の地域については、引き続き、市町村合併検討の必要性等の周知啓発を行う。

#### 〔主な事業〕

- ・県職員出前講座等を通じた市町村合併・政令市制度の周知啓発
- ・合併及び政令市制度に関するセミナー等の開催  
(民間団体が設立した「熊本市政令指定都市推進協議会」等とも連携)
- ・県市町村合併推進構想等に関するパンフレット等の作成
- ・新聞広報等の実施、ホームページの拡充 等

### (3) 合併市町村に対する支援

#### 〔主な支援〕

- ・合併市町村支援・連絡会議の開催
- ・合併アドバイザーの派遣
- ・市町村合併特別交付金、市町村合併支援交付金による財政支援等

### (4) その他

- ・「熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部」による政令市への事務権限移譲に伴う課題や影響への対策の検討